おしらせ農地以外に使用する場合には許可が必要です

裁判員ってナニ?~経験者の話を聞いてみよう!~ 🌄

11月26日(金)午後2時~4時30分 時 Н

所 本会場:さいたま地方裁判所

(さいたま市浦和区高砂3-16-45) サテライト会場:さいたま地方裁判所熊谷支部

(熊谷市宮町1-68)

本会場:35名程度(先着順) 定員

サテライト会場:20名程度(先着順)

内 容 裁判所・裁判員制度および裁判員経

験談の紹介

対 象 県内在住・通学の方 費用無料 11月1日(月)~11月24日(水) 申込み

下記問合せ先までお電話でお申込みください。

問合せ先 さいたま地方裁判所総務課広報係 **☎**048-863-8945

(土日祝を除く午前8時30分~午後5時) 詳細は、さいたま地方裁判所ウェブサイトをご覧ください。

https://www.courts.go.jp/saitama/about/koho/ vcmsFolder_1756/vcms_1756.html

令和3年度東秩父消防団特別点検のお知らせ

東秩父消防団から、令和3年度東秩父消防団特別点検につ いてお知らせいたします。

11月14日(日) に予定しております、令和3年度東秩父消防 団特別点検については、コロナ禍での開催方法を検討した結 果、今年度は式典内容および参加者等を大幅に縮小し開催さ せていただくことといたしました。

このため、村民の皆さまの特別点検のご見学ならびに関係者 の皆さまのご列席は控えさせていただくことといたしました。

例年どおりの開催を楽しみにされていた皆さま方には、大変 ご迷惑をおかけしますが、ご理解たまわりますようお願い申し 上げます。

問合せ 小川消防署東秩父分署 ☎82-1215

秋の火災予防運動を実施します 11月9日(火)~15日(月)

全国統一防火標語 『おうち時間 家族で点検 火の始末』 住宅防火 いのちを守る 10のポイント -4つの習慣・6つの対策-4つの習慣

- 1. 寝たばこは、絶対にしない、させない
- 2. ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- 3. こんろを使う時は火のそばを離れない
- 4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

6つの対策

- 1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置 の付いた機器を使用する
- 2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点 検し、10年を目安に交換する
- 3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類 およびカーテンは防炎品を使用する
- 4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方 を確認しておく
- 5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常 に確保し、備えておく
- 6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみ の防火対策を行う

鳴りますか?住宅用火災警報器

住宅用火災警報器を点検し警報音を確認しましょう。 問合せ 比企広域消防本部 予防課

☎23-2268

防火ポスター展が実施されます。

- ◆期間 11月5日(金)から15日(月)まで
- ◆場所 リリックおがわ
- 火災予防をテーマに描いた小学4年生の入選作品を展示します。 ◆内容
- ◆問合せ 小川消防署 消防課 ☎72-3565

日本年金機構からのお知らせ

日本にお住いの20歳以上の方は国民年金に加入し保険料 を納付する必要があります。

国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や免除 の手続きなどをわかりやすく動画でご案内しています。ぜひ、次 の動画をご覧ください。

URL 「国民年金の加入と保険料の案内」

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html

11 (いい) 月30 (みらい) 日は 「年金の日」

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を 活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」 として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身 の年金記と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について 考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金 記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身 の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページで ご確認いただくか、秩父年金事務所にお問合せください。

問合せ:日本年金機構 HP:https://www.nenkin.go.jp/ 秩父年金事務所 ☎0494-27-6560

11月11日 (木) ~17日 (水) は 「税を考える週間」 です

国税庁では、「くらしを支える税」をテーマとして、税の役割や適正・ 公平な課税と徴収の実現に向けた国税庁・国税局・税務署の取組に ついて紹介し、国民の皆さまに国民生活と税の関わりを理解してもら うことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとしています。

租税の意義や役割について、あらためて考えてみませんか。詳しく は秩父税務署までお気軽にお問合せください。

秩父税務署 ☎0494-22-4433

標準営業約款制度〈Sマーク〉をご存じですか!

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者(利用者) 擁護に資するための制度です。

厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録し た、「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「めん類飲食 店」、「一般飲食店」では、店頭にSマークを掲げています。 登録店は、安心・安全・衛生を約束する信頼 できるお店です。

詳しくは、(公財) 埼玉県生活衛生営業指導 センター (☎048-863-1873) まで お問合せください。

厚生労働大臣

障がい者無料法律相談110番を開催します

埼玉弁護士会では、障がい者週間 (12月3日~9日) にあた り、障がい者の方々の法律相談に弁護士が直接無料で、電話 とファックスでお答えします。障がい者ご本人に限らず、ご家 族、関係者からの相談も受け付けます。

日時 12月9日(木)午前10時~午後4時

専用☎ 048-864-5526 専用FAX 048-864-5528 事前申込 不要 相談料 無料

専用☎およびFAXは相談実施日のみ利用可能です。 その他

電話代は相談者負担となります。

問合せ 埼玉弁護士会法律相談センター

☎048-710-5666